

令和8年度 第1回

一関市立赤荻小学校 学校運営支援協議会

期 日 令和8年6月22日（月）

時 間 10：30～11：30

場 所 校長室

【 次 第 】

進行：副校長

記録：地域 Co

- 1 開会のことば
- 2 校長挨拶
- 3 学校運営支援協議会委員の委嘱
- 4 授業参観 （20分程）
- 5 報 告
（1）令和7年度活動報告
- 6 協 議
（1）令和8年度赤荻小学校学校経営、並びに経営状況について
（2）赤荻地区内の危険個所(市通学路安全プログラムへの申請箇所)について
（3）地域ボランティア募集について
- 7 そ の 他
（1）令和8年度赤荻小学校年間行事予定について
（2）赤荻フェスについて
（3）その他
- 8 閉会のことば

【 第2回：10月予定 第3回：2月予定 】

令和8年度



赤小 まなびフェスト

共有・協働

学校教育目標	学校では	子どもたちは	家庭では	地域では
「明るくおもしろいのある子ども」 (豊かな心)	① 共に励まし合うことのできる楽しい学校をつくります。 (児童アンケート「学校が楽しい」割合 90%以上)	①自分や友達のよいところを見つけたり、がんばっている人をおうえんしたりします。	①子どもの良い所を見つけ、ほめてあげます。	①地域の子ども達に、あいさつの声が響くよう励まします。 ②地域の子ども達を、ほめたり叱ったりします。
	☆学校生活についてのアンケート「学校が楽しい子ども」 90%以上			
	②さわやかなあいさつや返事がしっかりできる子どもを育てます。 ③善悪を判断し、約束・きまりを守って行動できる子どもを育てます。	②あいさつや返事を元気にしています。 ③よいこと・悪いことを考え、約束・きまりを守って行動します。	②家でもあいさつを交わします。 ③子どもとの会話を大切にし、よいこと・悪いことを考えながら行動できる子どもを育てます。	
「自ら学ぶかしこい子ども」 (確かな学力)	①「できる」「わかる」授業づくりを行います。(児童アンケート「授業がわかる」割合 90%以上)	①わかるまで、できるまで学習に取り組みます。	①できるようになったことを評価し、励ましの言葉をかけます。	② 登下校の子ども達に、安全に気を付けるよう声がけをします。
	☆CRT 国・算 全国比 105 ☆学校生活についてのアンケート「授業がよくわかる子ども」 90%以上			
	②授業内容の理解を促進する家庭学習の課題を、計画的に出します。 ③年間読書目標冊数の達成に向け取り組みます	②毎日家庭学習をします。 学年×10 分以上 ③進んで読書に取り組みます。 (低学年)85 冊以上／(中学年)65 冊以上／(高学年)45 冊以上 ※年間目標冊数	②家庭学習をしっかり行うよう声がけをし、ノートに目を通します。 ③家族で読書をする日を毎月最初の週末とし、 <u>子どもが本に親しむ環境をつくります。</u>	
「根気強くたくましい子ども」 (健やかな体)	①心身の健康を守るため、健康・食育指導・メディアコントロール指導に努めます。 (メディアチェック学年目標達成割合73%以上)	①「早ね・早起き・朝ごはん」に取り組み、スマートフォン・タブレット(SNS・動画など)やゲームなどの時間を守って規則正しい生活をします。	①朝ごはんをしっかり食べさせて登校させるとともに、テレビやゲーム等の約束を決め、規則正しい生活習慣づくりをします。 く 居間8ルール 〉	【例】 ・テレビ等を消して静かな環境をつくる。 ・子どもに読んだ本の感想を聞く。 ・読む本のジャンルが偏らないように声をかける。 ・一緒に本を選ぶ。 など
	☆「元気いっぱいカード」 目標達成割合 75%以上			
	②子どもの体力・運動能力を向上させます。 ③安全指導、安全点検を徹底し、事故防止に努めます。	②荻っ子マラソン・なわとびや体力づくりに取り組みます。 ③安全に気を付けて登下校し、校舎内での安全な生活をします。	②徒歩で登校させたり、外で遊ばせたりします。 ③日常的に安全に気を付けて生活できるよう声がけをします。	

荻っ子の「いつでも どこでも じぶんから」「やってみよう！」を応援します！！

人間関係づくりの練習の場としての学校

ー関市立赤荻小学校

子供は初めから上手な「人間関係づくり」ができるわけではありません。



年令や発達段階に応じた「人間関係づくり」の方法と態度を獲得させる。

- ・ 特別活動や道徳教育を通して（ソーシャルスキルも利用）
- ・ 教育活動全般を通して

トラブルはあって あたり前
失敗して あたり前
(よい子、悪い子と決めつけない)

やってはいけないことを教える

- ・ 命をなくす行動（命を奪う行動）
 - ・ 友達の体や心を傷つける行動
 - ・ 他人の物を盗む行動
 - ・ ルールやマナーを無視する行動
- など

謝り方を教える

- ・ 何が悪いのか、なぜ悪いのかを教える。
(素直に認めることの大切さ)
- ・ これからどうすればよいか話させる。
- ・ 相手の顔を見て、頭を下げて謝ることを教える。
(「自分だけではない。」は反省していない。)

事実をとらえ 家庭でも根気よく 教える

事実をとらえるために

- ・ 子供の話を共感的に聞く。(「痛かったね。」「嫌だったね。」「困っていたね。」)
ただし、本人の話は、自分の捉えであり、偏りがある可能性に配慮が必要。
 - ・ 担任に連絡し、事実を確かめる。
学校では、本人、相手、周りで見えていた子などから、何があったかを聞き取り、事実を明らかにしてお伝えします。(また、それぞれに必要な指導をします。)
- ※ 「子供の話がよく分からない。」「こんなことがあったと言っている。」等事実を
確かめたいときは、遠慮せずに学校に連絡をしてください。
- 「赤荻の子は我が子同様にほめる、叱る、認める」保護者としての共通理解を。

2026 一関市立赤荻小学校 いじめ防止基本方針

(保護者用)

2026年4月25日

1 いじめの定義といじめ未然防止に向けて

いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「いじめ防止対策推進法」
平成25年9月28日施行
「一関市いじめ基本方針」
平成26年10月制定
平成30年4月改定 より抜粋

いじめ未然防止のための本校の取組



(1) 学級経営の充実

- 年間3回の「児童を対象とした学校生活アンケート調査（6月、11月、2月）」と「教育相談（聞き取り調査）」を実施しながら、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

※ 教育相談（聞き取り調査）は、日常的に随時行う。

- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人ひとりが成就感や充実感をもつことができるようにする。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- SNSの危険性や個人情報の保護等、児童への情報モラル教育を行う。
- メディアコントロールを含めた、規則正しい生活習慣を指導する。
- タブレット使用の約束・きまりを指導する。

(4) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 必要に応じて、磐井中学校や赤荻幼稚園、赤荻クラブ、一関学習交流館等との情報交換を行う。

2 いじめ早期発見のための取組について

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

保護者のみなさんからの相談には、家庭訪問や面談等により迅速かつ誠実な対応に努めます。また、必要に応じて、一関市教育委員会、磐井中学校、赤荻幼稚園、赤荻クラブ、一関学習交流館等と連携して課題解決を図ります。

(2) 「学校評価アンケート調査」の実施

12月に保護者用「学校評価アンケート調査」を実施します。

(3) 日々の対応

授業をはじめとして、登下校や休み時間・放課後の課外活動等でも児童の様子に目を配り、日々の日常観察の中で、交友関係や悩みを把握し、指導に生かします。

3 いじめのサイン（こんな時にはご注意ください！）

お子さんに、次のような様子が見えてきたら、いじめにあっている可能性があります。お子さんの様子を観察し、いじめのサインを見逃さないようにお願いします。

・ボーッとすることが多い ・口数が減る ・成績が下がる ・忘れ物が増える
⇒いじめの不安や恐怖、ストレスが考えられます。

・学校のことを話さなくなる ・学校や友達の話を避ける ・からだの不調を訴える
・教科書や持ち物が何度もなくなる ・怪我が増え、服や持ち物の汚れがある
・朝、学校へ行きたがらない ・休みがちになったり遅刻が増えたりする
⇒いじめを受けていると考えられます。このことを隠すこともあります。

・登校や学校行事等への参加をいやがる ・食欲が減る ・夜あまり寝ていない（不眠）
・感情の起伏が激しくなる ・言葉がとげとげしくなる ・攻撃的な態度になる
・いらいらして怒りっぽくなる ・急激に落ち込む
⇒いじめを受けて出る、心の症状であると考えられます。



4 いじめが確認されたら・・・

(1) いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議します。

(2) いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及び保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者との連携を図りながら指導を行います。

(3) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められる時は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を検討します。

(4) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を検討します。

(5) 犯罪行為として取り扱うべき重大ないじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処します。

お子さんのことでお困りのことやご相談がありましたら、
学校までご連絡ください。

電話 25－2130